

令和2年(ネ)第109号マイナンバー離脱等請求控訴事件

控訴人 坊真彦 外

被控訴人 国

控訴審第7準備書面

(「デジタル改革関連法」にかかる資料の要求)

2021年12月3日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正



第1 被控訴人に対する「デジタル改革関連法」にかかる追加資料の要求

1 令和3(2021)年5月12日、政府が提出したデジタル改革関連の6法案が、参議院本会議で採決され、自民・公明の与党のほか日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

成立したのは次の6法であり、その内容は以下のように報道されている。

① デジタル社会形成基本法(令和3(2021)年9月1日施行)

デジタル社会の形成に関し、基本理念および施策の基本方針、国、地方公共団体および事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定(I.T.基本法は廃止)

② デジタル庁設置法(令和3(2021)年9月1日施行)

デジタル社会の形成に関する司令塔として、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進するデジタル庁を設置

③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3(2

（令和 3 年 9 月 1 日より順次施行）

個人情報関係の 3 法を統合、国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲を拡大、押印・書面手続の見直し、転入地への転出届に関する情報の事前通知

④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（公布日から 2 年以内に施行）

緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（公布日から 3 年以内に施行）

相続時や災害時に、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組を創設

⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 （2021）年 9 月 1 日施行）

地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築

2 これらの法律の成立・施行により、これまでの主張立証（及び原判決）で前提としていた条文関係自体も大きく変わっており、また、その範囲も広範囲である。しかも、「束ね法案」であったこともあり、非常にその変更点を把握するだけも困難を伴う。

そこで、被控訴人において、同関連法成立によって変更された条文関係等を、整理して提出することを求める。